

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）（抄）（傍線部分は部分）

改正案	現行
（令第二条の四の環境省令で定める基準等） 第一条の二（略） 2～4（略） 5 令第二条の四第五号二の指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の一の項から二四の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号二の指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、令第二条の四第五号二の指定下水汚泥を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二四の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。 6～13（略） 14 令第二条の四第五号ワのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定	（令第二条の四の環境省令で定める基準等） 第一条の二（略） 2～4（略） 5 令第二条の四第五号二の指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の一の項から二三の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号二の指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、令第二条の四第五号二の指定下水汚泥を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二三の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。 6～13（略）

める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ワのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

15 令第二条の四第五号力の環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたも

14 令第二条の四第五号ワの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたも

のに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤(トリクロロエチレンに限る。)ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

16) 令第二条の四第五号ヨの環境省令で定める基準は、廃油(廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る。))に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る。)ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

17) 令第二条の四第五号タの環境省令で定める基準は、廃油(廃溶剤(ジクロロメタンに限る。))に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤(ジクロロメタンに限る。)ではないこ

のに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤(トリクロロエチレンに限る。)ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合には当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

15) 令第二条の四第五号力の環境省令で定める基準は、廃油(廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る。))に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る。)ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

16) 令第二条の四第五号ヨの環境省令で定める基準は、廃油(廃溶剤(ジクロロメタンに限る。))に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤(ジクロロメタンに限る。)ではないこ

とし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

18 令第二条の四第五号レの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（四塩化炭素に限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（四塩化炭素に限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

19 令第二条の四第五号ソの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一二ジクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一二ジクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ

とし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

17 令第二条の四第五号タの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（四塩化炭素に限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（四塩化炭素に限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

18 令第二条の四第五号レの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一二ジクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一二ジクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ

以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

20 令第二条の四第五号ツの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一）ジクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一）ジクロロエチレンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

21 令第二条の四第五号ネの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（シス―一・二）ジクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（シス―一・二）ジクロロエチレンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基

以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

19 令第二条の四第五号ソの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一）ジクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一）ジクロロエチレンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

20 令第二条の四第五号ツの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（シス―一・二）ジクロロエチレンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（シス―一・二）ジクロロエチレンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基

準省令別表第六の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 22| 令第二条の四第五号ナの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 23| 令第二条の四第五号ラの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三

準省令別表第六の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 21| 令第二条の四第五号ネの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 22| 令第二条の四第五号ナの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・一・一・一・トリクロロエタンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三

欄に掲げるとおりとする。

- 24 令第二条の四第五号ムの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・三）ジクロロプロペンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・三）ジクロロプロペンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 25 令第二条の四第五号ウの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（ベンゼンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（ベンゼンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 26 令第二条の四第五号エの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省

欄に掲げるとおりとする。

- 23 令第二条の四第五号ラの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（一・三）ジクロロプロペンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（一・三）ジクロロプロペンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 24 令第二条の四第五号ムの環境省令で定める基準は、廃油（廃溶剤（ベンゼンに限る。）に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（ベンゼンに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 25 令第二条の四第五号ウの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省

令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号中のこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

27 令第二条の四第五号ノの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリにつ

令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ウのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

26 令第二条の四第五号中の汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリにつ

いては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二條の四第五号ノのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

28 令第二條の四第五号オの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二條の四第五号オのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二八の項に掲げる工

いては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二條の四第五号カのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

27 令第二條の四第五号イの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二條の四第五号イのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工

場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

29 令第二条の四第五号クの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号クのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省

場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

28 令第二条の四第五号オの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号オのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、令別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合には当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省

令別表第六の四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

30| 令第二条の四第五号ヤの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ヤのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

31| 令第二条の四第五号マの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場

令別表第六の四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

29| 令第二条の四第五号クの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号クのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

30| 令第二条の四第五号ヤの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場

において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号マのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

32] 令第二条の四第五号ケの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第

において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ヤのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の六の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

31] 令第二条の四第五号マの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第

二条の四第五号ケのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

33 令第二条の四第五号フの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号フのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場

二条の四第五号マのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

32 令第二条の四第五号ケの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ケのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場

合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

34 令第二条の四第五号コの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号コのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

33 令第二条の四第五号フの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号フのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

35 令第二条の四第五号エの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号エのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

36 令第二条の四第五号テの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一〇の項の第二欄に掲げる物質に

34 令第二条の四第五号コの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号コのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

35 令第二条の四第五号工の汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一〇の項の第二欄に掲げる物質に

対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号テのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

37 令第二条の四第五号アの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号アのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（

対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号エのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

36 令第二条の四第五号テの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号テのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（

国内において生じたものにあつては、令別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

38 令第二条の四第五号サの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号サのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、

国内において生じたものにあつては、令別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

37 令第二条の四第五号アの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号アのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、

廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

39) 令第二条の四第五号キの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り、）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号キのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り、）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

40) 令第二条の四第五号コの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じ

廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

38) 令第二条の四第五号サの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り、）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号サのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り、）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一四の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

39) 令第二条の四第五号キの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じ

たものにあつては、令別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ユのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

41) 令第二条の四第五号メの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一六の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一六の項の第一

たものにあつては、令別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号キのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一五の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一五の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

40) 令第二条の四第五号ユの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一六の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一六の項の第一

欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二
条の四第五号メのこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
に係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内
において生じたものにあつては、令別表第三の四一の項に掲げる工
場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理
したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場
合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一六の項の第一
欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸
又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準
省令別表第六の一六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第
三欄に掲げるとおりとする。

42 令第二条の四第五号ミの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省
令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じ
たものにあつては、令別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場
において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に
含まれる判定基準省令別表第五の一七の項の第二欄に掲げる物質に
対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリに
ついては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一七の項の
第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
令第二条の四第五号ミのこれらの廃棄物を処分するために処理した
ものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（
国内において生じたものにあつては、令別表第三の四二の項に掲げ
る工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために

欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第
二条の四第五号ユのこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
に係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内
において生じたものにあつては、令別表第三の三九の項に掲げる工
場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理
したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場
合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一六の項の第一
欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸
又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準
省令別表第六の一六の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第
三欄に掲げるとおりとする。

41 令第二条の四第五号メの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省
令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じ
たものにあつては、令別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場
において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に
含まれる判定基準省令別表第五の一七の項の第二欄に掲げる物質に
対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリに
ついては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一七の項の
第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
令第二条の四第五号メのこれらの廃棄物を処分するために処理した
ものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（
国内において生じたものにあつては、令別表第三の四〇の項に掲げ
る工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために

処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

43 令第二条の四第五号シの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号シのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項

処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一七の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一七の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

42 令第二条の四第五号ミの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ミのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一八の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一八の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項

の第三欄に掲げるとおりとする。

- 44| 令第二条の四第五号エの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号エのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 45| 令第二条の四第五号ヒの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に

の第三欄に掲げるとおりとする。

- 43| 令第二条の四第五号シの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号シのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一九の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一九の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 44| 令第二条の四第五号エの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に

含まれる判定基準省令別表第五の二〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ヒのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

46 令第二条の四第五号モの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号モのこれらの廃棄物を処分するために処理した

含まれる判定基準省令別表第五の二〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号エのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二〇の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二〇の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

45 令第二条の四第五号ヒの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ヒのこれらの廃棄物を処分するために処理した

ものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

47| 令第二条の四第五号セの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号セのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二二の項の

ものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二一の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二一の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。

46| 令第二条の四第五号モの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二二の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二二の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号モのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二二の項の

第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定
基準省令別表第六の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項
の第三欄に掲げるとおりとする。

48 令第二条の四第五号スの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省
令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じ
たものにあつては、令別表第三の四八の項に掲げる工場又は事業場
において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に
含まれる判定基準省令別表第五の二三の項の第二欄に掲げる物質に
対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリに
ついては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の
第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
令第二条の四第五号スのこれらの廃棄物を処分するために処理した
ものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（
国内において生じたものにあつては、令別表第三の四八の項に掲げ
る工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために
処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリ
の場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の
第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定
基準省令別表第六の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項
の第三欄に掲げるとおりとする。

第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定
基準省令別表第六の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項
の第三欄に掲げるとおりとする。

47 令第二条の四第五号セの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省
令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じ
たものにあつては、令別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場
において生じたものに限る。）のうち、汚泥については当該汚泥に
含まれる判定基準省令別表第五の二三の項の第二欄に掲げる物質に
対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリに
ついては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の
第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
令第二条の四第五号セのこれらの廃棄物を処分するために処理した
ものに係る環境省令で定める基準は、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（
国内において生じたものにあつては、令別表第三の四六の項に掲げ
る工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために
処理したものについて、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリ
の場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の二三の項の
第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、
廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定
基準省令別表第六の二三の項の第二欄に掲げる物質に対応する同項
の第三欄に掲げるとおりとする。

48 令第二条の四第五号ス及びブ、第七号並びに第八号の環境省令で

定める基準は、ダイオキシン類の含有量が一グラムにつき三ナノグラム以下であることとする。

- 49| 令第二条の四第五号ソの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省
令で定める基準は、汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の
焼却に伴って生じたものを除く。）^ニ、廃酸又は廃アルカリ（国内に
おいて生じたものにあつては、令別表第三の四九の項に掲げる工場
又は事業場において生じたものに限る。）のうち、汚泥については
当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の二四の項の第二欄に掲
げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃
アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の
二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄に掲げると
おりとし、令第二条の四第五号ソのこれらの廃棄物を処分するため
に処理したものに係る環境省令で定める基準は、汚泥（法第二条第
四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたものを除く。）^ニ、
廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表
第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る
。）を処分するために処理したものについて、当該処理したものが
、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる
別表第一の二四の項の第一欄に掲げる物質に対応する同項の第二欄
に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理し
たものに含まれる判定基準省令別表第六の二四の項の第二欄に掲
げる物質に対応する同項の第三欄に掲げるとおりとする。
- 50|

（略）

49|
（略）

51 (略)

52 令第二条の四第七号、第八号、第十号及び第十一号の環境省令で定める基準は、ダイオキシン類の含有量が一グラムにつき三ナノグラム以下であることとする。

53 第二項から第六項まで、第八項から第四十九項まで及び前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)

第一条の九 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物である特定施設排出物(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は同令別表第二第十一号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥をいう。以下この号において同じ。)と特定施設排出物(特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物であるものを除く。)とを混合する場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

二 (略)

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

50 (略)

51 第二項から第六項まで及び第八項から第四十八項までに掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)

第一条の九 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物である特定施設排出物(廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。)において生じたばいじん、燃え殻又は汚泥(廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。)をいう。以下この号において同じ。)と特定施設排出物(特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物であるものを除く。)とを混合する場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

二 (略)

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

第八条の十七 法第十二条の二第七項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士

ロ・ハ (略)

二 (略)

別表第一(第一条の二関係)

	第一欄	第二欄
一、二	(略)	(略)
三		
二四	ダイオキシン類	試料一リットルにつきダイオキシン類一〇〇ピコグラム以下
備考		
1 この表に掲げる基準は、第一条の二第五十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。		
2 「検出されないこと。」とは、第一条の二第五十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合に		

第八条の十七 法第十二条の二第七項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、保健士、助産婦、看護婦、看護士、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士

ロ・ハ (略)

二 (略)

別表第一(第一条の二関係)

	第一欄	第二欄
一、二	(略)	(略)
三		
備考		
1 この表に掲げる基準は、第一条の二第四十八項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。		
2 「検出されないこと。」とは、第一条の二第四十八項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合に		

において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

○ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準） 第一条 （略） 2 5 （略） 6 令第六条第一項第三号ヨの同号ハ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準及び同号ヨの同号ハ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ヨの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ヨの環境省令で定める基準は同号ヨに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。 7 令第六条第一項第三号タの同号ハ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号タの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号タの環境省令で定める基準は同号タに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。	（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準） 第一条 （略） 2 5 （略） 6 令第六条第一項第三号力の同号ハ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準及び同号力の同号ハ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号力の括弧内の環境省令で定める基準以外の同号力の環境省令で定める基準は同号力に規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。 7 令第六条第一項第三号ヨの同号ハ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ヨの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ヨの環境省令で定める基準は同号ヨに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

8 令第六条第一項第三号レの汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号レの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号レの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号レの環境省令で定める基準は同号レに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)

第三条 (略)

2 10 (略)

11 令第六条の五第一項第三号ソの令第二条の四第五号ワに掲げる廃棄物(令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。)に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんにあつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、別表第六の二四の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとする。

12 令第六条の五第一項第三号ツの汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲

8 令第六条第一項第三号タの汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号タの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号タの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号タの環境省令で定める基準は同号タに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)

第三条 (略)

2 10 (略)

11 令第六条の五第一項第三号ソの環境省令で定める基準は、試料一グラムにつきダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第一条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)三ナノグラム以下とする。

12 令第六条の五第一項第三号ツの汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる汚泥にあ

げる汚泥にあつては当該汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥にあつては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもののうち、汚泥であるものにあつては同号ツに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

	第一欄	第二欄
一、二	(略)	(略)

つては当該汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥にあつては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもののうち、汚泥であるものにあつては同号ツに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ツの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

	第一欄	第二欄
一、二	(略)	(略)

三	二四	ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）	試料－グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下
備考			
1 この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号八(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号ヨ、タ若しくはレに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。			
2 この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するため			

三		
備考		
1 この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号八(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号カ、ヨ若しくはタに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。		

に処理したものに含まれるこの表の二四の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

3|
(略)

別表第二(第二条関係)

備考

- 1 (略)
- 2 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第三(第二条関係)

備考

- 1 (略)
- 2 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項、四の項、七の項及び八の項に掲げる基準について準用する。

別表第四(第二条関係)

備考

- 1 (略)
- 2 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第五(第二条関係)

	第一欄	第二欄	第三欄
一、二	(略)	(略)	(略)
三			

2|
(略)

別表第二(第二条関係)

備考

- 1 (略)
- 2 別表第一の備考2の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第三(第二条関係)

備考

- 1 (略)
- 2 別表第一の備考2の規定は、この表の一の項、四の項、七の項及び八の項に掲げる基準について準用する。

別表第四(第二条関係)

備考

- 1 (略)
- 2 別表第一の備考2の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第五(第二条関係)

	第一欄	第二欄	第三欄
一、二	(略)	(略)	(略)
三			

二四	燃え殻（国内において生じたものを除く。）、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	ダイオキシン類	試料－グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下
備考	1 この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻、ばいじん又は汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。 2 この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。		

備考	
1 この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻、ばいじん又は汚泥に含まれるこの表の各項の第二欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。	

3 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第六(第三条関係)

	第一欄	第二欄	第三欄
一、二	(略)	(略)	(略)
三	燃え殻(国内において生じたものにあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、令別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものに限り、)ばいじん(国内において生じたものにあつては、同表の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)(又は汚泥(国内において生じたものにあつては、令別表第五の一四の項の	ダイオキシン類	試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下
一四			

2 別表第一の備考2の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第六(第三条関係)

	第一欄	第二欄	第三欄
一、二	(略)	(略)	(略)
三			

中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したもの	備考 1 別表第五の備考1の規定は、この表の一の項から二三の項までに掲げる基準について準用する。 2 別表第五の備考2の規定は、この表の二四の項に掲げる基準について準用する。 3 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。		
備考 1 別表第五の備考1の規定は、この表に掲げる基準について準用する。 2 別表第一の備考2の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。			

ては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号及び第二〇号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

(廃酸又は廃アルカリに係る判定基準)

第三条 (略)

2 前項に規定する基準は、廃酸又は廃アルカリを排出しようとする埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する海洋において適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項の規定に基づき定められた別表第二第一号から第二三号までの中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める排水基準又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定に基づき定められた別表第二第二四号中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める水質排出基準があるときは、当該基準に係る物質については、前項の規定にかかわらず、当該基準に係る許容限度(当該埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する場合において適用される当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい基準に係る許容限度)とする。

別表第二(第三条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

ために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号及び第二〇号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

(廃酸又は廃アルカリに係る判定基準)

第三条 (略)

2 前項に規定する基準は、廃酸又は廃アルカリを排出しようとする埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する海洋において適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項の規定に基づき定められた別表第二の各号中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める排水基準があるときは、当該排水基準に係る物質については、前項の規定にかかわらず、当該排水基準に係る許容限度(当該埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する場合において適用される当該排水基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準に係る許容限度)とする。

別表第二(第三条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

二四 廃酸又は廃アルカリ (国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)	ダイオキシ ン類	試料－リットルにつきダイオキシ ン類－ 〇ピコグラム以下

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第二号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（経過措置） 2 改正後の第一条第三項及び第一条の二第四十八項の規定は、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設をいう。）から排出される汚泥及びばいじん、燃え殻又は汚泥を処分するために処理したものについては、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。	（経過措置） 2 改正後の第一条第三項及び第一条の二第四十八項の規定は、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）から排出される汚泥及びばいじん、燃え殻又は汚泥を処分するために処理したもの（以下「汚泥等」という。）については、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。 3 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等については、次に掲げる方法により処分を行う限り、改正後の第一条第三項及び第一条の二第四十八項の規定は、適用しない。 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

	三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

○ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令（平成十二年総理府令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（経過措置） 2 改正後の第三条第十一項の規定は、この府令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。）から排出される汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するために処理したものについては、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。	（経過措置） 2 改正後の第三条第十一項の規定は、この府令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）から排出される汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するために処理したもの（以下「汚泥等」という。）については、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。 3 前項に定めるもののほか、この府令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等については、次に掲げる方法により処分を行う限り、改正後の第三条第十一項の規定は、適用しない。 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うことと

もに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

○ 環境事業団法施行規則（昭和四十年^{厚生省令}第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準） 第一条（略） 2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第一条の二第五十三項</u>に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。	（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準） 第一条（略） 2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第一条の二第五十一項</u>に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準） 第二条 （略） 2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第一条の二</u>第五十三項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。	（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準） 第二条 （略） 2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第一条の二</u>第五十一項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。